

白川町立蘇原小学校いじめ防止基本方針

令和元年5月20日改訂

1. いじめの定義といじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より抜粋）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・いじめは、人間として許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの学級にも存在し得る。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと発見できない。

(4) 学校及び職員の責務

「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という上記の基本認識にたち、学校は児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは人間として許されないという意識を教育活動全体を通じて児童ひとりひとりに徹底する。「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童ひとりひとりを大切にする教職員の意識や態度を醸成する。また、いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や情報共有を行い。保護者及び地域関係者との連携を図りながら見届けていく。

2. いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（自己肯定感を高め、「わかる」「できる」「楽しい」授業づくり）

- 全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わうことができるように、ユニバーサルデザイン（UD）の授業づくりを常に意識して教科指導を充実する。
- 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら望ましい人間関係をつくることができるように、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組む学校環境づくりを推進する。
- 学校生活を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- 全教職員が、すべての児童とのふれあいを大切に、「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の安定を支える教育相談に努力する。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- すべての教育活動全体を通じて、児童ひとりひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場をもとに、自己の可能性を引き出す援助をする

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童相互の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自発的・自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止，早期発見・早期対応ができるように，日常的な声かけ，チェックシートの活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。
- 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し，いじめの状況等を確認する。「いじめ未然防止・対策委員会」において報告し，対策を検討する。
- 学級担任や教科担任，養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さないきめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラー等の役割を明確にした協力体制を整備する。

(2) 教育相談の充実

- 教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように，日頃から児童理解に努力する。
- 問題発生時においては，「大丈夫だろう」と安易に考えず，問題が深刻になる前に早期に対応できるように，危機意識をもって児童の相談に当たり，初期対応を行う。
- いじめ等で問題行動の対応については，児童の変化に組織的に対応できるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，養護教諭等，校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で連携する。また，保護者や外部関係機関等と積極的に協力して，児童が安心・安全に生活できることを第一に対応する。

(3) 教職員の研修の充実

- 必要に応じて適宜職員研修を行い，各種啓発資料等を活用したり，対応マニュアルを見直したりして，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，積極的に未然防止に取り組むことができるように，校内研修を充実する。
- いじめの事案があった際には，その事案から生きた教訓を学ぶなど，教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- いじめが確認された場合は，保護者に事実関係を伝え，いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や，いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また，事実確認により判明した，いじめ事案に関する情報を適切に提供する。その指導の中で，いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。その際，保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり，児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にす

る。解決にあたっては、それで終了とすることなく、定期的に問題が起きていないか確認を行う。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

(1) いじめ防止対策委員会

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校職員（校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任、主幹教諭等）と外部関係者（保護者代表、学校運営協議会員、スクールカウンセラー、民生児童委員、等）による「いじめ防止・対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) サポート会議

- ・週1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導に関する情報交換、及び指導・支援の共通行動等に関する話し合いを行う。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・職員研修会の実施（「方針」、前年度の実態と対応等） ※校内関係者のみによる校内委員会は必要に応じ随時実施	「方針」の確認
5月	・学校だよりで「方針」説明 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」（方針の説明）	
6月	・学校運営協議会等で「方針」説明 ・児童向けネットいじめ研修① ・生活アンケート（記名・無記名式）の実施、教育相談の実施	
7月	・第1回「教職員学校評価」（対策等の見直し） ・校内「いじめ対策委員会」（1学期の取組の評価） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	県いじめ調査①

8月	・職員研修会（いじめに関する研修会・教育相談研修会）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告	
10月	・生活アンケート（記名・無記名式）の実施，教育相談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（人権啓発の取組） ・児童向けネットいじめ研修② ・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策の発表）	
12月	・第2回「教職員学校評価」（次年度に向けて） ・校内「いじめ対策委員会」（中間交流）	冬季休業中の指導 県いじめ調査②
1月	・生活アンケート（記名・無記名式）と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・児童会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」（まとめと計画立案） ・学校運営協議会	
3月	・第3回「教職員学校評価」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	県いじめ調査③（国の調査を兼ねる） 次年度への引継ぎ

※原則毎週木曜日，生徒指導交流を行い，全ての職員で児童の情報を交流する。

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報を共有し，組織的にかつ丁寧に第三者の事情聴取を行い，客観的な事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた、中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告を行い、「いじめ未然防止対策委員会」を設置する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点において、自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。また、教育委員会等に報告する。
- ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- いじめ問題が重大事態に発展した場合に備え、アンケート調査等が重要な資料となることから、個人調査結果は、6年間保存する。